施策	56	廃棄	棄物の減量と適正処理						政策	<b>女策</b> 5 人の営みと自然・環境が調和したまちづくり						
施策	施策主管課		環境	課	課長名	池戸通徳	内線	5460	政策	担旨	当部長名	市民協働環境部長 竹前雅夫				
施策関係課名 農業課、男女共同参画課																
重点加	重点施策 関連計画 21´いいだ環境プラン、環境モデル都市行動計画、飯田市役所地球温暖化防止実行計画、飯田市一般廃棄物(ごみ)処理計画、窓器包装リサイクル法に基づく第7期分別収集計画								温暖化防止実行計画、飯田市一般廃棄物(ごみ)処理基本							

# 1 施策の目的 目的 対象 ②市民、事業所 ②廃棄物 意図 ②ごみを少なくする ②適正に処理・リサイクルされる

# 2 現状把握

(1) 44 在 161冊	成果指標の状況
1.1.1 次 1.1 次 1.1 元、	カメント イロイティン・ハイエ

	対象指標		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		
(]	住民人口	人	105,335	104,728	103,947	103,105	102,446	101,743	100,957		
2	(1124次)件(30十二との金旋門直 1 元)	箇所	_	-	6,411	-	6,319	-	-		
3	総ごみ量(家庭系一般廃棄物+事業系一般廃 棄物)	t	27,977	28,446	28,312	28,078	27,500	27,112	26,802		
	成果指標 ※成果指標の設定の考え方は別ワークシートにて整理	単位	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	実績値 28年度	目標値 28年度	指標の 傾向
1	ごみの収集量+直接搬入量(家庭系一般廃棄 物)	t	22,578	22,796	22,786	22,230	21,630	21,085	20,605	20,562	0
2	再資源化率(家庭系一般廃棄物)	%	34.9	34.0	33.8	33.9	32.3	30.1	28.6	35.2	0
3	桐林クリーンセンターへの直接搬入量(事業系 廃棄物)	t	5,399	5,650	5,526	5,840	5,870	6,027	6,197	5,416	Δ
4	不法投棄の発見通報件数(廃棄物重量)	件 (kg)	222 (6,976)	234 (9,715)	140 (4,667)	119 (4,158)	119 (3,920)	147 (4,500)	115 (4,100)	160 (6,300)	0

(2)成果向上に向けての役割分担

主体		役割分担	ムトス指標と把握方法 と単位		24年度	25年度	26年度	27年度	実績値 28年度	目標値 28年度	指標の 傾向
		る啓発活動	①啓発活動の回数(説明会、広報、FM)(回) (②支援の回数(資源回収、バ	1	16	23	24	18	18	45	0
行 政			ザー)(回) ③一般廃棄物の収集処理量(t)(	2	37	38	36	39	40	40	0
		動の支援 ③一般廃棄物を適切に 収集処理する。		3	28,312	28,078	27,500	27,112	26,802	25,978	©

	主体	役割分担	ムトス指標と把握方法と単位	役割発揮の特記事項(後期5箇年)					
	市民(個人)	①ごみ減量のため、リデュース(ごみを出さない)・リユース(再使用)・リサイクル(再生利用)に努める。 ②ポイ捨て、不法投棄をしない。(①②関連法規:廃棄物の処理及び清掃に関する法律)	物)	ごみの収集量は、目標値には届かなかったものの、市民の日々の努力により5年間で7%程度減少した。 ごみゼロ運動への参加をはじめ、日頃から、3Rの意識の下で資源化と適正なごみで排出に取り組んでいただいており、環境負荷の低減に貢献している。 多くの市民がポイ捨てや不法投棄をされにくい環境づくりを目指し、地域の環境美化に取り組んでいただいている。このことにより環境美化に対する市民意識が向上し、地域の美化が維持され、大きな成果に結びついている。ただし、一方では、一部の心ないものによる不法投棄等が後を絶たない現状にある。					
市民等		①ごみ減量のため、リデュース(ごみを出さない)・リユース(再使用)・リサイクル(再生利用)に努める。 ②産業廃棄物を適切に処理する。(①②関連法規:廃棄物の処理及び清掃に関する法律)	①クリーンセンターへの直接搬入量(事業系廃棄物) ②飯伊地区における産業廃棄物の排出量。(県産業廃棄物実態調査)	不法投棄の対応件数は5年間で大きく減少し、その後横ばいで推移している。 桐林クリーンセンターへ直接搬入される事業系一般廃棄物は、横ばいに推移してきたが、経済活動の復調などにより近年は増加の傾向にある。 県産業廃棄物実態調査は、5年ごとに実施され、飯田下伊那のみの統計ではないが、排出量は増加傾向にある。 県産業廃棄物実態調査:南信(諏訪、上下下伊那)地区データ 平成15年度 838,000 t 20年度 878,000 t 25年度 1,121,000 t					
	地域団体	ごみ減量の啓発や分別 指導を推進する。 団体のリユース活動によ る廃棄物の減量	環境衛生(委員会等)の活動の回数 がボザーの開催回数(PTA,地域団体、女性団体等)	各地区まちづくり委員会環境衛生担当委員会等の皆様によるごみ集積所 やリサイクルステーションの管理運営が日々適正に行われていることで、ス ムーズなごみ処理が実現し、地域の健全かつ衛生的な環境が維持されて いる。地域における3Rへの取り組み、分別の徹底のための定期的な学習 会も開催され、各家庭への周知が図られている。 ごみゼロ運動をはじめ、「ポイ捨て等防止市民条例」に基づく環境美化活動も創意工夫の中で盛んに行われており、「天竜川鷲流峡復活プロジェクト」をはじめとする各地区の美化活動が継続されていることはたいへんな成果であり、称賛に値する。 また、企業や事業所、各種団体の皆様によるごみ拾いや環境美化活動も盛んに行われており、その貢献度は高い。 PTA、女性団体による資源リユース、リサイクル活動は、継続して実施されており、ごみの減量と資源化に大いに寄与しているほか、意識啓発にもつながっている。					
	行政として多様な主体に対する協働の働きかけの取組 と成果	催する学習会、処理施設での堆肥化によるリサイクル、は継続的して行われ、子と・飯田女子短期大生や外『ンダー」や「ごみ分別ガイトる幅広い市民にごみの減」・レジ袋の削減に取り組み90%を超え、平成27年度ミ・小学生4年生を対象とした意識啓発が図られている。	した環境やごみ散乱防止に関するポスターの作製、その掲示により、環境学習をはじめ、地域環境保全に対するる。 会環境衛生担当委員会や地域団体、民間団体、企業及び事業者等の皆様による環境美化活動により不法投棄						
	協働を推進し	絶たず、その効果的な対応 ・平成29年9月に予定して 対応したごみ処理体制を	適正な分別の徹底を継続して進めていくが、一部に理解が浸透せず、道路等に不法投棄をされる状況が後を 応が求められている。 こいる次期ごみ処理施設の試運転の開始に伴い受け入れる燃やすごみの分別内容等が変わることから、それに 構するとともに、まちづくり委員会、環境アドバイザー、収集委託業者ほか、多くの皆様のご意見をお聞きしなが 択と十分な周知を行う必要がある。						
3 施策を取り巻く状 この施策に対して有 識者等(議会、市民、 関係者・団体等を含 む。)からどんな意見 や要望が寄せられて いるか。		たが、事業としては来年度域に約1,500万円の事業費②不法投棄対策事業:事業処されたい。不法投棄の作たい。・推進委員会第2分科会貿①家庭生ごみ分別収集推していることは不公平であば縮減できると思われる。・環境審議会:幅広い取り	進事業:事業の方向性→現状維持 縮小ということにもならないので、裏 縮小ということには問題がある。事業 業の方向性→やり方改善。提言の内 +数・量の減少という、この事業の成: 疑 進事業はモデル的に始めたが、検 造。②資源ごみの収集には再分別費 分別の徹底が、各家庭にきちんと浸 り組みにより、ごみの排出量、県の目 で下回っていて評価できる。今後の目	。提言の内容:現状において多くの問題点があり、縮小の意見が多くあっ 状維持とする。事業が開始された社会情勢も変化しており、市内の一部地 の見直しを行い、新しい方向性を検討されたい。 「容:市民への周知、意識の高揚を図るよう、行政はもっと主体性をもって対 果を明確にするとともに、不法投棄をされやすいものの特別回収を検討され 証や、今後の方向性はどうなっているのか。一部の地域だけに税金を投入 費用が見込まれていて、お金がかかりすぎである。きちんと分別がなされれ 透していないことにも原因がある。 標の800g/日/1人を飯田市は、H26に758g/日/1人、H26に744g/日/1 目標、ごみの袋価格等について、多くの市民の皆様のご意見を踏まえ、市民					
(対象 等)は してい	・取り巻く状況 者や根拠法令 どのように変化 るか、更に今後 化するか。	重点路線が63路線、環境環境美化を目的に様々なル員という)による地区内の回り等が行われ、不法投棄分析や課題の抽出を行い・平成29年9月に次期ごみるため、その準備を進める・大規模小売店舗などで物のタイミングに合わせら	美化重点区域が1区域指定される中 取組みが積極的に進められている。 かパトロールと不法投棄防止の啓発流 その抑制、通報や回収等が行われて、、効果的な対策へ結び付けていく。 処理施設の試運転が開始する予定 とともに、市民等へ丁寧な説明を行 りめられているペットボトルや新聞紙 れること、また排出時間が幅広いとい	生する市民条例(略称:ポイ捨て等防止市民条例)」が施行され、環境美化 で、各地区まちづくり委員会では、環境衛生担当委員会を中心に地域の また、各地区に1名ずつ配置された不法投棄パトロール員(以下、パトロー 括動をはじめ、4名の飯田市環境美化指導員(以下、指導員という)による見 いる。今後も、不法投棄や環境美化路線・区域の状況を把握するとともに、 になっており、ごみの分別内容をはじめ、指定ごみ袋の変更などが行われ っていく。 などの資源回収は、買い物の際にごみを排出する新たな動きとして、買い ら利便性やポイント付与という利点などから、今後も拡大して行くことが予測 で資源化が推進されることは好ましいことである。					

## 4 評価結果(後期5箇年)

- (1) 実施した事務事業の評価(取組みの状況評価)
  - □ 計画どおり取り組めた
  - ■おおむね計画どおり
  - □ あまり取り組めなかった□ 達成できなかった

- (2)施策全体の評価(外部要因も含めた総合的な評価) □ 進んだ
  - ■ある程度進んだ
- □あまり進まなかった
- ■進まなかった

# 5 後期5箇年の取組評価(主に取り組んできた事項とその成果・成果が得られた要因)

○成果指標としている「ごみの収集量+直接搬入量(家庭系一般廃棄物)」は横ばいから減少傾向にあり、「再資源化率(家庭系一般廃棄物)」は外的要因により低下している。「桐林クリーンセンターへの直接搬入量(事業系廃棄物)」については、景気の回復等により増加傾向で推移している。また、不法投棄の発見通報件数にあっては大きく減少した後横ばいに推移している。資源化率が横ばいから大きく低下したが、これはベットボトルや古紙の収集量の減少によるもので、大規模小売店舗における資源回収をはじめ、紙の全体使用量の減少が影響している。一方、不法投棄については、山林、道路法面等、草葉の繁茂で人目に付かない場所で頻繁に投棄されている傾向がある実態がパトロールの結果から把握できたため、それらの状況を分析しながら課題を抽出し、対策につなげる流れで取組みを進めている。これらのことから、総ごみ量の減少も踏まえ、全体としては「ある程度進んだ」と評価した。

# 【事務事業群テーマ別の評価】

## くごみ減量の啓発>

- ○まちづくり委員会や市民団体の皆様により、住民(各家庭)へ3R(リデュース、リユース、リサイクル)の啓発が継続して行われ、家庭系一般廃棄物の総量は減少傾向で推移している。また、小学生を対象とした廃棄物減量やポイ捨て防止等に関するポスターの募集、副読本の配布により低年齢世代への啓発にも取り組んできた。
- ○小中学校PTA等の団体による資源回収も継続的に行われ、世代を超えてごみ減量活動や環境学習の機会が設けられた。

#### <分別収集の啓発>

○資源化率が一定程度の率で維持できていることは、分別が一定レベルに到達している状況にある。ムトス指標である啓発活動において、環境衛生担当委員への説明会開催による委員の知識習得と普及啓発、ごみ集積所やリサイクルステーションでの指導が行われたことで、各家庭に浸透して成果につながっている。

#### <ごみの適正な処理>

- ○平成26年4月に「飯田市ポイ捨て等防止及び環境美化を推進する市民条例(ポイ捨て等防止市民条例)」が施行され、各地域で様々な環境美化の取組みが進められている。地域の実情にあった様々な工夫、環境美化指導員やパトロール員からの情報提供、不法投棄の状況分析により、効果的な取組みが行われ、成果に結びついている。
- ○平成21年4月から供用開始している一般廃棄物最終処分場(グリーンバレー千代)においては、埋立ごみの受け入れが支障なく行われ、適正に運営されている。埋立量は、適正な分別等により減少傾向にある。

# 6 上記の取り巻く状況の変化等を踏まえ、かつ、リニア時代を見据えた上での課題・その課題に取り組む際の方向性(有効策)

## <ごみ減量の啓発>

- ○まちづくり委員会等と恊働する中で、ごみの適正な分別のための説明会の開催などにより、引き続き啓発活動に努めていく。
- ○各家庭へどの程度適正な分別が浸透しているのか、現行の組成調査で分析を行い、結果を踏まえた周知を行う。
- ○一部にごみの減量等について理解が浸透していない状況が見受けられるので、引き続き適正な働きかけを行っていく
- ○平成29年9月から次期ごみ処理施設において試運転が開始されることで燃やすごみの分別内容、ごみ指定袋が変更されるが、3Rの推進を軸にごみの排出 量の減量に努めていただくように十分な啓発、周知を行っていく。

## <分別収集の啓発>

- ングリングによりによりによりによりの分別の適正化を図るとともに、循環型社会の形成を見据える中で、環境負荷の低減をはじめ、こみを資源として捉えて積極的なリサイクルに努め、3Rの推進、ごみの減量化を周知し推進していく。
- ○家庭生ごみ分別収集推進事業については、次期ごみ処理施設が生ごみの搬入制限がなく、焼却による蒸気で発電(熱回収)を行い新たな資源化の選択肢をもつことと、排出者の高齢化に伴う身体への負担軽減と交通事故リスクの回避などを踏まえ、事業を廃止する。
- ○平成29年9月から次期ごみ処理施設において試運転が開始されることで燃やすごみの分別内容、ごみ指定袋が変更されるため、継続して分別方法の丁寧な 説明と十分な啓発、周知を行っていく。

## <ごみの適正な処理>

- ○次期ごみ処理施設への移行に伴うごみ分別内容の変更が行われるが、3Rの推進に取り組む中で、引き続き適正な収集と処理等に努める。
- 〇不法投棄対策事業では、「ボイ捨て等防止市民条例」の運用を行う中で、指導員を含む行政、パトロール員、まちづくり委員会等が連携し、地域が取り組む不 法投棄防止看板の設置、パンフレット等による情報発信や不法投棄防止パトロールの実施、不法投棄物の回収、草刈り、間伐等、地域の実情に合った環境美 化活動を支援するとともに、有効な対策の検討、警察への協力要請を行う。
- ○頻繁に不法投棄される場所等の情報を分析し、パトロール員、指導員の情報を踏まえる中で、不法投棄されにくい環境づくりを目的とした環境美化活動に取り組んでいく。また、廃棄物処理法及び関係法令のもと、防止策の実施、監視、立入調査、勧告等を行い、不法投棄の抑制に努めていく。